

えんしん個人ローン

2022年10月3日現在

1. 商品名	• えんしん個人ローン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> • 年齢が満18歳以上の方。 • 安定継続した収入がある方。 • しんきん保証基金の保証を受けられる方。
3. お使いみち	<p>① 健康で文化的な生活を営むために必要とする資金 (事業資金、株式取得資金、投機的資金、税金支払資金、転貸資金・援助資金、旧債返済資金は対象外といたします。ただし、旧債返済資金のうち、下記②の資金は、お取扱いが可能です。)</p> <p>② 当金庫の消費者金融ローン借換資金(フリーローンを除くしんきん保証基金保証付融資を含む。)</p>
4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> • 500万円以内(1万円単位) <p>ただし、本件以外にしんきん保証基金の保証付消費者金融をご利用の場合(他金庫でご利用の融資を含む)は、累計して3,000万円までといたします。</p>
5. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> • 3か月以上10年以内(貸付日から10年目の応答日の属する月の末日まで) <p>※元金返済の据置が可能です。(据置期間は6か月以内といたします)</p>
6. ご融資利率	• 年6.00%(固定金利)
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> • 毎月元利均等返済又は元金均等返済とし、ボーナス月増額返済も併用できます。 <p>ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資額の50%までとします。</p>
8. 保証人・担保	• しんきん保証基金が保証しますので保証人及び担保は必要ありません。
9. 保証料	• 保証料は、利息に含みます。
10. 必要書類	<p>① ご本人確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> • 運転免許証又は運転経歴証明書 <p>ただし、上記書類を取得していない場合等は個人番号カード、パスポート、健康保険証若しくは顔写真付住民基本台帳カードといたします。</p> <p>② 年収確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか。 <p>ただし、お申し込み金額が100万円以下の場合、年収確認書類は不要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 年金をお受け取りの方は、年金決定通知書若しくは前年受取額を証する書類 <p>※支払調書は年収確認書類の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 産前産後休業中又は育児休業中の方は、公共職業安定所(ハローワーク)から交付される育児休業給付受給資格確認通知書、育児休業給付金支給決定通知書 <p>③ 資金使途確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> • 見積書、注文書、請求書等
11. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> • 繰上返済を行う場合は、次の手数料が必要となります。 <p>一部繰上償還(1回あたり) 3,300円、全額繰上償還 5,500円</p> <p>※上記金額には消費税が含まれています。</p> <p>※ご融資残高が10万円以下のお借り入れに対する繰上償還は、手数料無料となります。</p>

《裏面に続く》

12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> • 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 • 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他	<ul style="list-style-type: none"> • お申し込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 • ご返済額の試算につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。

